

# 選挙葉書ご利用のしおり

衆議院議員小選挙区  
候補者届出政党用

日本郵便株式会社 東北支社

平成26年11月

# は し が き

このしおりは、衆議院議員選挙（小選挙区候補者届出政党）に際して使用することができる「選挙運動のために使用する通常葉書（このしおりでは全て「選挙葉書」といいます。）」の正しいご利用方法について、「公職選挙法」及び「公職選挙郵便規則」等の法令に基づき、お願いを含めてご案内申し上げます。

選挙葉書の取扱いをご担当される皆さまには、事前にこのしおりをご熟読いただき、ご不明な点がございましたら、弊社郵便局の選挙葉書取扱責任者へご相談くださいますようお願い申し上げます。

日本郵便株式会社 東北支社

# 第 1 選挙葉書の概要について

## 1 有料選挙葉書の枚数等

候補者届出政党は、選挙運動の期間内に限って、都道府県ごとに20,000枚に届け出た衆議院小選挙区選出議員の候補者数を乗じた数以内の有料選挙葉書を使用できることとされています。

この有料選挙葉書は、項番2の有料選挙葉書の販売及び選挙用の表示を行う郵便局（以下、「取扱郵便局」といいます。）において販売する選挙用の表示をした当社が発行する郵便葉書を購入されるか、あるいは、取扱郵便局においてお手持ちの葉書に選挙用の表示を受けてご使用いただくものです。

## 2 有料選挙葉書の販売及び選挙用の表示を行う郵便局の取扱時間

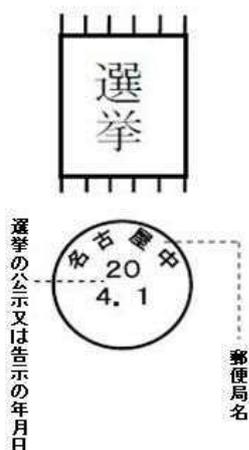
県名	郵便局名	取扱時間		
		平日	土曜日	日曜日・休日
青森	青森中央	9:00~19:00	9:00~17:00	9:00~12:30
岩手	盛岡中央	9:00~19:00	9:00~17:00	9:00~12:30
宮城	仙台中央	9:00~21:00	9:00~17:00	9:00~17:00
秋田	秋田中央	9:00~19:00	9:00~17:00	9:00~12:30
山形	山形中央	9:00~19:00	9:00~17:00	9:00~12:30
福島	福島中央、郡山	9:00~19:00	9:00~17:00	9:00~12:30
	会津若松、いわき	9:00~19:00	9:00~15:00	原則としてお取り扱いしません
	白河	9:00~19:00	原則としてお取り扱いしません	原則としてお取り扱いしません

## 3 選挙用の表示

葉書の表面左側上部への選挙用の表示は、前記2の取扱郵便局において行います。  
(候補者の側において事前に印刷等による選挙用の表示は行わないでください。)

なお、選挙用の表示は、とび色で表示します。

### 【選挙用の表示例】



## 第2 有料選挙葉書の購入・表示等について

### 1 有料選挙葉書の購入

選挙葉書として使用する当社が発行する郵便葉書を購入される場合は、選挙管理委員会の発行する「候補者届出政党用通常葉書使用証明書」【様式1】（以下、「政党用証明書」といいます。）を取扱郵便局へ提示してください。

取扱郵便局では、提示された政党用証明書に、郵便局名、月日、「販売」の文字及び販売枚数を記入し（郵便局名及び月日の記入に代え通信日付印を押印することもあります。）、取扱者印を押印して「政党のための選挙用の表示」をした通常葉書を代金と引換えにお渡しいたします。

### 2 お手持ちの通常葉書又は私製葉書への選挙用の表示

(1) 前記1による選挙葉書の全部又は一部の購入を受けないで、お手持ちの通常葉書又は私製葉書（以下、「葉書」といいます。）を選挙葉書として使用される場合は、その葉書に政党用証明書を添えて取扱郵便局へ提出してください。

取扱郵便局では、提示された政党用証明書に、郵便局名、月日、「販売」の文字及び販売枚数を記入し（郵便局名及び月日の記入に代え通信日付印を押印することもあります。）、取扱者印を押印して「政党のための選挙用の表示」をした葉書とともにお返しいたします。

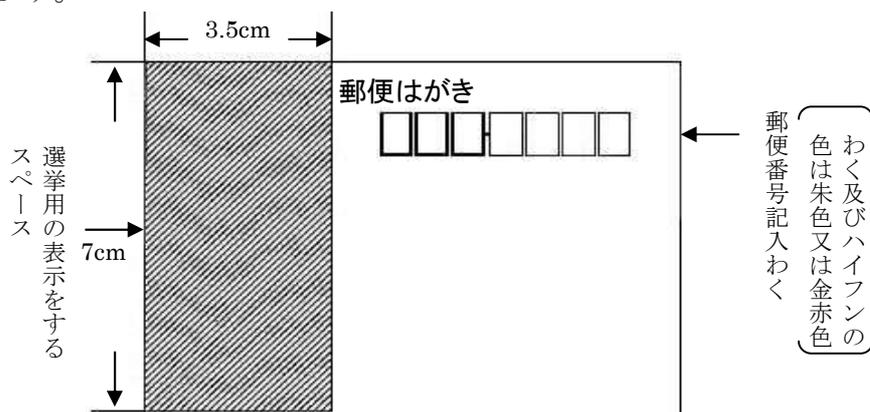
(2) お手持ちの私製葉書を使用される場合は、次の点にご注意ください。

ア 私製葉書については、52円切手を貼り付けるか、あるいは料金別納（同時に10通以上差し出される場合にご利用いただけます。）、料金計器別納又は料金後納（以下、これらを「料金別納等」といいます。）としていただきます。

イ 料金別納等とする私製葉書を使用するときは、あらかじめ、葉書表面の左側上部（横長に使用するときには右側上部）への料金納付に関する表示、印刷、あて名記載等の差出準備を整えてから提出してください（下記(3)参照）。

#### <選挙用の表示を行う位置>

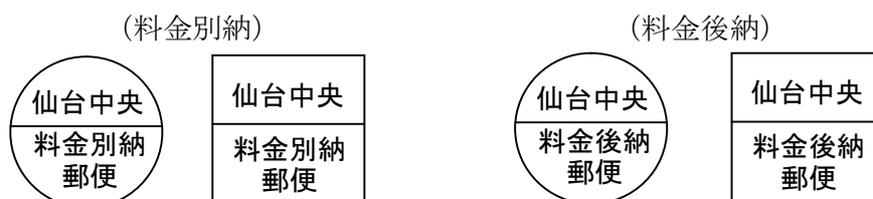
選挙葉書の表面には、下図の位置（網掛け部分）に「政党のための選挙用の表示」をします。



(3) 有料選挙葉書を作成するときは、次のような点にご注意ください。

ア 料金別納又は料金後納とする私製葉書には、あらかじめ、葉書表面の左側上部（横長に使用するときには右側上部）に、青又は黒色で次の料金納付に関する表示をしておいてください。

なお、料金後納又は料金計器別納とする私製葉書を使用する場合は、取扱郵便局で料金後納又は料金計器別納の承認を受けている場合に限られますのでご注意ください。



イ 料金計器別納とする私製葉書には、あらかじめ、葉書表面の左側上部（横長に使用するときには右側上部）に料金計器の印影（表示額52円）を明瞭に表示してください。

ウ 上記ア及びイ以外の私製葉書には、表面の左側上部（横長に使用するときには右側上部）に52円相当の切手を貼り付けておいてください。

エ 当社が発行する郵便葉書及び52円相当の切手を貼り付けた私製葉書は、選挙用の表示を受けた後でお持ち帰りになってから、印刷、あて名記載等を行うこともできます。（料金別納等とする場合はお持ち帰りできません。）

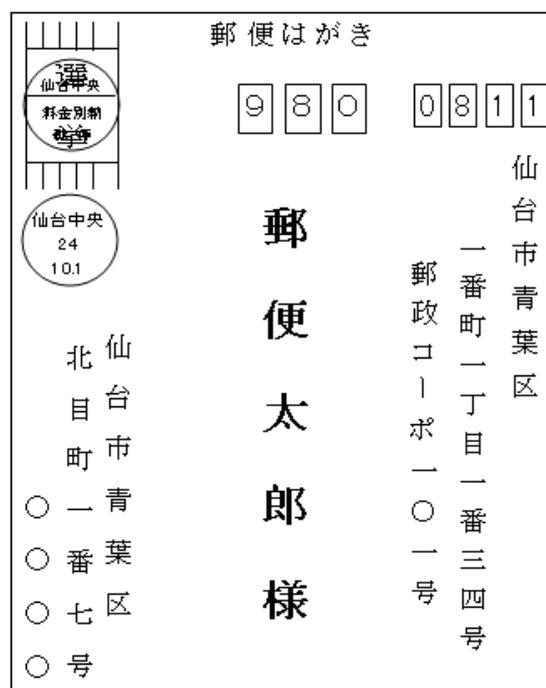
オ 葉書の表面に通信文等を記載（印刷）される場合は、受取人住所・氏名と明瞭に区別できるよう、できるだけ下半分（横長に使用するときには左半分）のスペースを使用してください。

#### <料金別納印等の表示>

- 別納又は後納印は直径2～3センチメートルの間としてください。
- 別納又は後納印の表示は、青又は黒色としてください。
- 別納又は後納印の郵便局名は、表示郵便局と同一になります。

また、差出局名の記載は、郵便物の外部に差出人の氏名及び住所又は居所を明瞭に記載するものにあつては省略することができます。

※ 選挙用の表示は、料金納付に関する表示に重ねて表示します。



### 3 書損等葉書に対する選挙用の表示

既に選挙用の表示を行った葉書で、印刷の誤り、あて名等の書き損じ、き損又は汚損したもの（以下、「書損葉書」といいます。）がある場合は、政党用証明書及び別の新しいお手持ちの葉書とともに、取扱郵便局へ提出していただきますと、次のとおり、再度、選挙用の表示をします。

- (1) 書損葉書に、書損葉書と同数の別の新しいお手持ちの葉書と政党用証明書を添えて提出してください。

お手持ちの葉書は、当社が発行する郵便葉書・私製のいずれでも構いませんが、私製葉書については、52円相当の切手を貼り付けるか、あるいは料金別納等としてください。

なお、お手持ちの葉書として、料金別納又は料金後納とする私製葉書を提出されるときは、前記2(3)アと同様に、あらかじめ、葉書表面の左側上部（横長に使用するときには右側上部）への料金納付に関する表示、印刷、あて名記載等の差出準備を整えておいてください。

- (2) 政党用証明書は、郵便局名、月日、「表示」の文字及び表示枚数を記入し、取扱者印を押印（郵便局名、月日の記入に代えて、通信日付印を押印することがあります。）した上でお返しします。

注： 提出された書損葉書は、選挙運動期間中、郵便局において保管し選挙終了後お返しします。
--

### 4 未使用の有料選挙葉書の他の切手類との交換

未使用の有料選挙葉書（選挙用の表示を受けた当社が発行する郵便葉書又は切手を貼り付けた私製葉書で、差し出されなかったもの。書損葉書を含みます。）は、選挙終了後、お申し出により他の葉書や切手等と交換することができますので、貼り付けた切手や料額印面を汚したり、傷つけたりすることのないよう保管しておいてください。

また、前記3の「注」により選挙終了後お返しする書損葉書についても同様です。なお、交換の際には、葉書1枚につき5円の手数料が必要です。

### 5 選挙葉書の譲渡の禁止

選挙葉書として使用する当社が発行する郵便葉書又はお手持ちの私製葉書に対する選挙用の表示を受けた方は、これらの葉書を他人に譲渡することは禁じられています。

【様式1】候補者届出政党用通常葉書使用証明書

第 号

候補者届出政党用通常葉書使用証明書

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

代表者氏名

上記の者は、平成 年 月 日執行の 選挙の候補者届出政党であつて、 県において公職選挙法第142条第1項の規定による通常葉書を使用することができるものであることを証明する。

平成 年 月 日

県選挙管理委員会委員長

㊟

この証明書により使用制限枚数		20,000枚		
選挙用の表示をする日本郵便株式会社の営業所名		日本郵便株式会社 郵便局		
営業所名及び月日	区別	枚数	取扱印	備考

## 第3 選挙葉書の規格等について

選挙葉書についても、郵便法・内国郵便約款上の第二種郵便物（郵便葉書）の規定が適用されます。

定められた規格、様式、記載事項等に違反している場合は、「規定違反郵便物」として差出人にお返しすることとなりますので、私製葉書を使用される場合には、下記の点にご注意ください。

### 1 私製葉書の規格等

(1) 大きさ

長辺が14.0 cm以上15.4 cm以下、短辺が9.0 cm以上10.7 cm以下の長方形の紙であること。

(2) 紙質・厚さ

当社発行の通常葉書と同等以上であること。

(3) 重量

2 g以上6 g以下であること。

(4) 表面の色彩

白色又は淡い色であること。

※淡い色以外の色付き葉書は、使用できません。

(5) 「郵便はがき」の表示

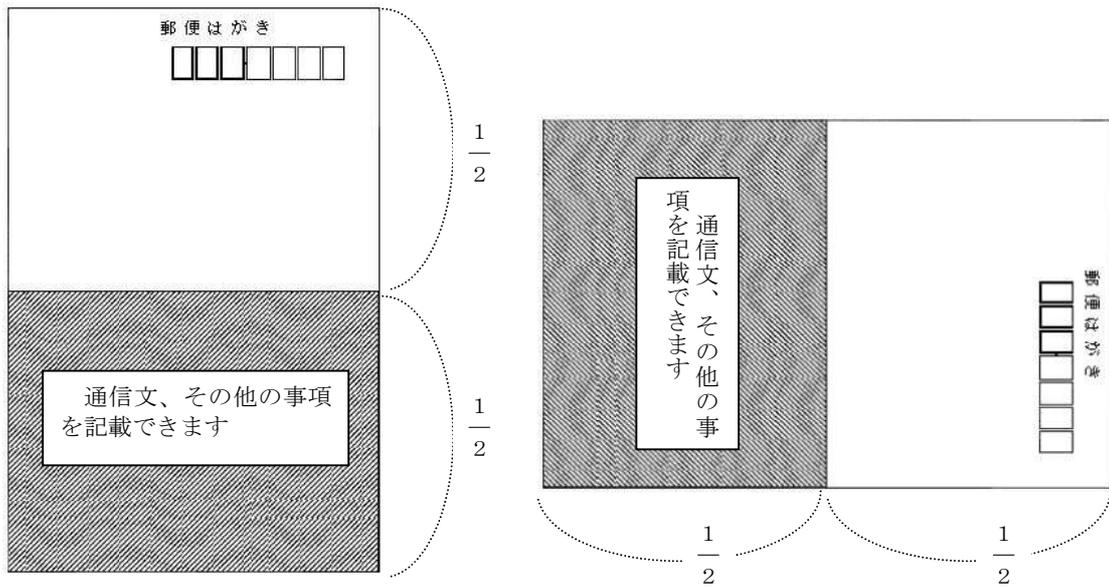
葉書表面の上部又は左側部（横に長く使用する葉書については右側部）の中央に「郵便はがき」又は「POST CARD」の文字を明瞭に表示したものであること。

### 2 表面に記載できる範囲

葉書の表面（あて名を記載する面）は、その下部2分の1（横に長く使用する葉書については左側部2分の1）以内の部分について「通信文、その他の事項」を記載することができます。

なお、「受取人の氏名及び住所並びに郵便番号を明確に判別できる場合」は、この2分の1を超えて記載することもできます。

<通信文その他の事項を記載できる範囲>



※ 葉書には、前記のほかに記載する事項等について制限がありますので、不明な点等がございましたら、最寄りの郵便局にお問い合わせください。

### 3 私製葉書の郵便番号記入枠の刷色

お手持ちの私製葉書を使用される場合は、郵便番号枠及びハイフンは朱色又は金赤色で印刷していただきますようお願いいたします。

## 第4 有料選挙葉書の差出し方について

### 1 有料選挙葉書の差出郵便局

選挙葉書は、郵便物の配達事務を行う郵便局（「別紙」のとおり）に差し出して  
ください。

なお、一度に大量に差し出される場合は、なるべく事前に差出予定日時を郵便局  
にお知らせください。

注： 選挙葉書は、絶対にポストへは投かんしないでください。

ポストへ投かんされた選挙葉書は、規定違反郵便物として差出人にお返すこと  
となりますのでご注意ください。

### 2 選挙葉書の早期差し出し

選挙葉書は、選挙運動期間内に配達となるよう、余裕を持って早めの差し出しを  
お願いします。

選挙期日に切迫して差し出された場合には、選挙運動期間内に配達できないこと  
もあり、選挙葉書としての効果がなくなるほか、公職選挙法違反に問われることも  
ありますので、必ず投票日前日までの配達に間に合うよう差し出してください。

注：差出郵便局の配達区域以外あての選挙葉書については、その配達事業所までの送達所要  
日数も見込んで差し出すようお願いします。

### 3 一度に100通以上差し出す場合の差出方法

一度に100通以上を差し出す場合には、100通単位又はその端数ごとに束ね  
ていただくとともに、できる限り郵便番号ごとに区分して差し出していただきます  
よう、ご協力をお願いします。

### 4 特殊取扱の禁止

選挙葉書については、速達、書留等の特殊取扱はできません。

### 5 選挙葉書の再差出し

配達不能等で差出人に返還された有料選挙葉書は、あて名を書き換えた上で当該  
葉書を再び差し出す（以下「再差出し」といいます。）ことができます。

この場合、葉書表面の見やすいところに「再差出し」と朱記し、かつ返還印等を  
抹消し、新たに52円切手を貼り付けた上で政党用証明書を添えて取扱郵便局に提  
出してください。

なお、再差出しを行う有料選挙葉書についても、新たに差し出された選挙葉書と  
して処理することになりますので、既に差し出された選挙葉書の枚数と再差出しの  
枚数の合計が、定められた枚数の範囲内になることを確認の上、差し出してくださ  
い。

例：1県で4人の候補者を届け出られている場合、使用枚数の上限は、20,000枚×4人=80,000枚です。  
このうち、80,000枚すべてが既に選挙用の表示済みであるときは再差出しはできませんが、表示済みが79,600枚であるときは、残りの400枚の範囲内に限り再差出しができます。

## 6 選挙葉書の引受をお断りする場合

投票日前日までに配達することができないことが明らかな場合には、引き受けをお断りすることがありますのでご了承ください。

## 7 選挙葉書の使用期間

選挙葉書は、当該選挙の選挙運動期間内に限り使用することができるもので、この期間を経過して差し出した場合は差出人にお返しします。

なお、未使用の有料選挙葉書（選挙用の表示を受けた当社が発行する郵便葉書又は切手を貼り付けた私製葉書で、差し出されなかったもの。書損葉書を含みます。）は、選挙終了後、前記第2の4のとおり、他の葉書や切手と交換することができます。

## 8 内国郵便約款第79条適用地(交通困難地)あての選挙葉書

内国郵便約款第79条適用地にあてた選挙葉書は、当該選挙の選挙運動期間内に受取人に交付(配達)されない場合がありますから、注意してください。

## 第5 弊社からのお願い・お知らせ

### 1 選挙事務所を設置した場合の連絡

選挙事務所を設置、移転する場合は、速やかにご連絡くださいますようお願いいたします。

なお、選挙葉書の差し出しに関してのご相談等についても、お気軽にお申し付けください。

### 2 有料選挙葉書の購入・表示を速やかに受けていただくために

(1) 有料選挙葉書の購入又はお手持ちの私製葉書へ選挙用の表示を受ける場合は、郵便局の準備もありますので、事前にご連絡ください。

なお、選挙用の表示を行うため必要な時間、お待ちいただくこともありますのでご了承ください。

(2) 有料選挙葉書の購入又は選挙用の表示をお受けになる場合は、使用する枚数の全部を、できる限り一度でご請求いただきますようお願いいたします。

(3) 証明書に不備な箇所がある（例えば、選挙長の印のないもの、代表者氏名が記載されていないものなど）場合は、販売・表示はできませんのでご注意ください。

(4) 有料選挙葉書の購入又はお手持ちの私製葉書へ選挙用の表示を受ける郵便局以外の郵便局で選挙葉書を差し出す場合は、事前に差出予定の郵便局へご連絡の上、取扱時間等をご確認ください。

### 3 選挙葉書のあて名等の記載方法

選挙葉書にあて名等を記載する際は、次の点にご協力をお願いします。

(1) 受取人、差出人の住所・氏名は省略せず、正確な記入をお願いします。

(2) 受取人が同居者である場合は「方書き」を、アパート・マンション等にお住まいの方についてはその「棟名、室番号」まで記入するようお願いいたします。

(3) 新市制施行地、町村合併地域、新住居表示実施地域などに差し出される場合は、正しい住所をお調べの上記載してください。

※ 古い町名等そのまま差し出されますと、配達ができない場合や調査に時間を要し配達が遅くなる場合もありますので、あて名等の正確な記載にご協力をお願いいたします。

(4) 郵便番号は住所の一部です。正しい郵便番号をはっきりと記入するようお願いいたします。

### 4 その他

過去に、郵便局との打合せが十分でなかったために規定違反の選挙葉書を作成し、差し出すことができなかったという事例も発生しています。

選挙葉書を私製する際には、必ず印刷する前に版下、印刷見本等を郵便局にお見せいただき、差出条件を満たしているか（規定に違反していないか）、必ずご確認ください。

また、このしおりの内容は、選挙葉書の作成及び差出等の事務に携わる皆さま方にもお知らせください。

## 選挙葉書の引受けを行う郵便局

県名	郵便局名
青森県	青森西、青森中央、弘前、八戸、五所川原、八戸西、むつ、三沢、十和田、野辺地
岩手県	盛岡中央、盛岡北、一関、水沢、北上、花巻、宮古、二戸、大船渡、久慈、釜石、遠野、岩泉、陸前高田（郵便分室）、紫波
宮城県	新仙台、仙台中央、仙台東、石巻、古川、仙台北、若林、塩釜、泉、築館、気仙沼、岩沼、大河原、白石、名取、泉西、佐沼、角田
秋田県	秋田中央、大曲、能代、横手、本荘、湯沢、大館、土崎、花輪、鷹巣、角館
山形県	山形南、山形中央、酒田、鶴岡、米沢、寒河江、新庄、東根、天童、長井、上山
福島県	郡山、福島中央、いわき、会津若松、福島東、白河、須賀川、二本松、原町、小名浜、石川、三春、浪江、喜多方、相馬、郡山西、飯坂、田島、郡山南、植田

※有料選挙葉書の購入又はお手持ちの私製葉書への選挙用の表示を受ける郵便局以外の郵便局へ選挙葉書を差し出される場合は、事前に差出予定の郵便局へ取扱時間等をお問い合わせください。